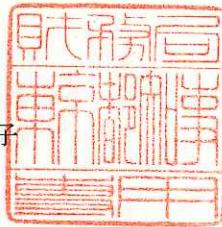




31財経総第1364号
令和元年10月1日

建設業団体の長 殿

東京都知事
小池百合子



下請負人等に対する契約の適正化及び支払の迅速化並びに必要な技術者の配置等について

貴団体には、日頃から東京都（以下「都」という。）の事業執行に対し格別の御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、平成30年6月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）においては、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置を講ずることが定められています。建設業においては、深刻な人手不足等を踏まえ、時間外労働の上限規制の適用までに5年間の猶予期間が設けられているものの、平成30年3月に策定された「建設業働き方改革加速化プログラム」に基づき、猶予期間を待たずに長時間労働の是正、週休2日の確保が図られているところです。

既に公共工事においては、平成26年6月、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）が改正され、発注者は、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書並びに予定価格の作成その他の発注関係事務を適切に実施すること、受注者は、適正な額の請負代金での下請契約を締結すること等が、それぞれの責務となっております。また、平成29年3月には、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（平成28年法律第111号）が施行し、国及び都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し実施すること、また建設業者等は、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずること等が、それぞれの責務となっております。さらに、令和元年6月には、「品確法」、「建設業法」（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）が改正され、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されるとともに、適正な額の請負代金及び工期による下請契約の締結等が規定されました。

これまで都は、市場動向を反映した予定価格の設定に努めるとともに、工事請負標準契約書における全体スライド条項の改正など、事業者が入札に参加しやすい環境の整備に向けて、様々な取組を進めてきました。平成29年度から平成30年度にかけて実施した入札契約制度改革においても、調査基準価格・最低制限価格の算定基準の引上げ及び低入札価格調査における社会保険及び雇用保険（以下「社会保険等」と総称する。）の未加入対策の強化等に取り組んでおり、また平成30年6月からは、社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止しております。

これらの取組は、現在及び将来にわたる公共工事の品質の確保並びに担い手の中長期的な育成・確保、ひいては都民生活の一層の向上を図ることを目的としており、その達成には、受発注者間はもとより、元請負人及び下請負人相互間の関係法令に基づく適正な関係の確立が不可欠です。

つきましては、貴団体におかれても、都が発注する工事の施工に当たっては業法等の趣旨

を踏まえ、下記事項について貴団体所属会員に周知徹底のうえ、御指導くださいますよう、お願いいたします。

記

1 下請契約の適正化について

- (1) 公共工事の受注者（以下「元請負人」という。）は、品確法の理念を踏まえ、工事の一部を下請により施工する場合は、優良な下請負人を選定し、適正な額の請負代金での下請契約を締結すること。

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面による見積依頼及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定する見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。見積条件の提示に当たっては、下請契約の具体的な内容を提示すること。提示しなければならない事項は、建設業法第19条第1項により請負契約書に記載することが義務付けられている事項（工事内容、着工及び完工の時期等）のうち、請負代金の額を除くすべての事項となることに留意すること。

特に、見積りに当たっては、工事現場における品質管理等が適切に行われるよう必要な経費に十分留意するとともに、平成30年度公共工事設計労務単価引上げを踏まえた適正な水準の賃金等に加え、法定福利費や一般管理費等の必要な諸経費を適切に計上すること。

- (2) 契約の締結については、業法第19条第1項各号に掲げる事項を明示した建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を、当該下請工事の着工前に書面により締結することで下請契約の適正化を図るとともに、下請による工事の適正な施工を確保すること。

加えて、必要な法定福利費が確実に確保されるよう、平成29年7月25日の建設工事標準下請契約約款等の改正において、契約締結後に下請負人が元請負人に提出する請負代金内訳書等に法定福利費を明示することとされ、また、これに伴い、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款も同様の改正が行われたので留意すること。

また、当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は下請代金に変更が生じる場合には、双方の協議等の適正な手順により、変更工事の着工前に書面による契約をもってこれを変更すること。

なお、元請負人は、下請負人が更にその下請負人と下請契約を締結する場合も、書面により契約を締結するようその責任において指導すること。

- (3) 元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用して、下請工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額で下請契約を締結しないこと（業法第19条の3）。

また、下請代金を決定する際、下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた下請代金の額を下請負人に提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行わないこと。

特に、下請契約の締結後、正当な理由がない限り、下請代金の額を減じないこと。

- (4) 元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させることにより、その利益を害してはならないこと（業法第19条の4）。

- (5) 元請負人は、下請負人との間で交わされる下請契約等において、消費税の転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

- (6) 元請負人は、働き方改革関連法のほか、業法・品確法の趣旨を踏まえ、下請契約において、適正な額の請負代金による契約や適正な工期設定、工事の進捗状況の共有、予定された工期で工事を完了することが困難な場合における適切な工期変更を行い、下請建

設企業を含めた休日の確保の推進に努めること。

2 代金支払の迅速化について

- (1) 元請負人は、下請契約に基づく支払代金について、未払問題等の紛争の発生を未然に防止することに努め、問題等が生じた場合には、適切な措置を探り、速やかにその解決を図ること。
- (2) 下請代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は、手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。

また、元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった工事を施工した下請負人に対し、元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合で、それぞれの下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うなど適切な措置を探ること（業法第24条の3第1項）。

なお、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で、できる限り短い期間内に下請代金の支払を行うこと（業法第24条の5第1項）。

- (3) 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、前払金の趣旨を踏まえ、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として適正に支払うよう適切な配慮をすること（業法第24条の3第2項）。
- (4) 元請負人は、出来高払を行うに当たり、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的な内容を、契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、契約書面に明記すること。
- (5) 元請負人は、都発注工事に関し、前払金、中間前払金、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払により代金の支払を受けたときは、下請代金の支払に当たって、できる限り現金払とすること。手形払の場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請負人の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定すること。

また、現金払と手形払とを併用する場合であっても、現金払の比率を高めるとともに、手形期間は、120日以内とすることは当然として、できる限り短い期間とすること。また、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めること。

特に、労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む）については、手形払とすることなく現金払とすること。

3 その他下請負人への配慮について

中小企業を取り巻く景況は、緩やかな改善傾向にあり、更なる中小企業の活力向上が図られるよう、また、工事現場における適切な施工管理の必要性に鑑み、元請負人は下請契約の締結に際し、必要な諸経費を適切に考慮するだけでなく、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。その際、予定価格に社会保険料の事業主負担分及び本人負担分が反映されていることを十分留意すること。

また、元請負人は、下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

4 必要な技術者の配置について

- (1) 元請負人は、一定金額以上の建設工事を施工するときは、業法第26条の規定により工事現場ごとに専任の主任技術者又は専任の監理技術者を配置し、適正な施工を確保する

こと。

- (2) 現場専任の技術者は、適切な資格・技術力等を有するとともに、営業所における専任の技術者とは別に、工事現場において常時継続的に専らその職務に従事する者で、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限ること。

5 関係法令等の遵守、工事事故の防止等について

建設業における労働災害は長期的には減少してきているものの、未だ不適切な施工や安全管理の不徹底に起因する事故の発生が見受けられる。工事の施工に伴う公衆災害や労働災害を防止し、建設生産物の安全性や品質を確保するため建設工事を適正に実施することは、建設事業者の基本的責務である。

施工に当たっては、都の契約約款に定める条項及び業法をはじめとする関係法令の規定を遵守するとともに、工事現場における安全管理を徹底し、工事事故の防止に万全を期すること。また、建設発生土及び建設資材等の運搬に当たっては過積載防止を徹底すること。

6 社会保険等の加入徹底について

社会保険等の加入徹底については、建設産業の労働環境の改善及び技能労働者の処遇改善に向け、国を挙げて取り組んでいるところである。労働者を雇用している事業者には、社会保険等に加入する法令上の義務がある。そのことについて改めて認識した上で、自社の労働者を社会保険等に加入させることはもとより、下請負人（二次下請け以下の事業者を含む。）の社会保険等加入状況を確認し、未加入の場合は加入するよう指導すること。そのため、元請負人として、下請負人には法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約を締結すること。併せて、社会保険料の本人負担分についても適切に請負代金に反映すること。

なお、都は、平成30年6月25日以降に公告等を行う案件から、社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止しているので、これを遵守すること。

7 建設業退職金共済制度の普及促進等について

都は、従来、建設労働者の福祉の増進を図るため、建設業退職金共済制度の普及促進に努めており、同制度に該当する工事については、工事ごとに元請負人から建設業退職金共済組合の発注者用掛金収納書を提出させることとしている。

元請負人においては、その趣旨を理解し本制度への加入に努めるとともに、証紙の購入はもとより、労働者一人ひとりの被共済者の手帳に証紙を貼るなど、本制度の実効をあげるために、一層の努力をすること。

また、元請負人が下請負人に対して、本来交付すべき証紙の辞退を求めることがないよう周知徹底すること。

併せて、その旨を下請負人に対しても指導すること。

なお、労働災害の防止及び適正な賃金の確保等、労働環境の改善についても十分に配慮すること。

8 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、1から7までの事項に準じた配慮をすること。